

熊本県がけ地近接等危険住宅 移転事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進するため、当該危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対して、国の社会資本整備総合交付金を活用して補助金を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「危険住宅」とは、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するがけ地の崩壊等による危険が著しい区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- （1）建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- （2）法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
- （3）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- （4）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、（3）に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- （5）事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(事業計画)

第4条 補助事業者は、事業を実施しようとする場合は、あらかじめ知事と協議し事業計画を定めなければならない。

- 2 事業計画は、事業を実施しようとする地区ごとに作成するものとし、事業の対象となる危険住宅に関して、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 対象となる危険住宅の戸数
- (2) 危険住宅の移転方法の概要
- (3) 移転費用の概要
- (4) 移転計画
- (5) 跡地計画

3 事業計画は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業及び防災のための集団移転促進事業等との調整を図って定めなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業費内訳
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別に知事が定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、補助事業者は、規則第2条第6項の間接補助事業者等に対し、次に掲げる間接補助事業の条件を遵守させなければならない。

- (1) 補助金の使用に当たっては、当該補助金の交付の目的に反しないこと。
- (2) 危険住宅の除却後の跡地について適正な管理を行うこと。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第5条第1項第1号又は第2号の規定によって知事の承認又は指示を受けようとする場合は、それぞれ次に掲げる文書を提出しなければならないものとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 廃止(又は中止)承認申請書 別記第3号様式
- (2) 完了期日変更報告書 別記第4号様式

2 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとし、当該変更に係る申請書の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 経費の配分の変更 別記第5号様式
- (2) 補助金の額に変更を生じない内容の変更(補助対象所帯の変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものを除く。) 別記第6号様式
- (3) 補助金の額に変更を生じる内容の変更 別記第7号様式

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の変更等の決定通知は、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第8号様式）により、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。

- （1）補助金精算調書
- （2）補助金受入調書
- （3）残存物件調書
- （4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による補助金の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第12条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の請求書に支出計算内訳明細書を添付しなければならない。

（財産の処分）

第13条 補助事業者は、この事業が完了した場合において機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を得て当該事業の完了後これと同種の他の事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価値にこの事業に係る県の補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。

（証拠書類の保管期間）

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

（雑 則）

第15条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年7月22日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

附 則

この要項は、平成 21 年 6 月 18 日から施行し、平成 21 年度の事業から適用する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の事業から適用する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の事業から適用する。

別表 補助対象事業費

経費の配分	補助事業者	間接補助事業者	補助事業の内容	補助対象額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費（除却費等）	市町村	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり957千円を限度とする。	1 / 4
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	市町村	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,150千円（建物3,190千円、土地960千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域（以下「特殊土壌地帯等」という。）については、1戸当たり7,227千円（建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。	1 / 4

別記第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書
〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業について補助金の交付を受けたいので、
熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交
付要項第5条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業
- 2 事業の目的及び内容 がけ地の崩壊により危険を及ぼすおそれのある危険住
宅を移転して生命の安全を確保するため。
- 3 補助事業の完了の予定期日及び事業計画
完了予定日 年 月 日
事業計画 別紙のとおり
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分 別添
- 6 添付書類
 - (1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳（危険住宅の除却に要する経費）
 - (2) // （危険住宅に代わる住宅の建設（購入
を含む。）及び改修に要する経費）
 - (3) そ の 他

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者の長 様

熊本県知事 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度熊本
県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第
4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条
の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付 け
第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 円也
補助金の額 円也
- 3 この事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額
は、前記1の交付申請書のとおりとする。
- 4 この補助金の額の確定は、補助事業に要した経費に県の補助率を乗じて得た額
で行うものとする。ただし、当該補助事業に要した経費が2の額のそれを超
えるときは、2の補助金の額で行うものとする。
- 5 事業完了期日は、年 月 日とする。
- 6 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるこ
と。
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難と
なった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 熊本県補助金等交付規則第2条第6項の間接補助事業者等に対し、補助金を
交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。
 - (4) 国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受ける事業であること。

別記第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助事業の廃止（又は
中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を
受けた〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記により事業の廃止（中
止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止（中止）を必要とする理由
- 2 廃止（中止）に係る事業の内容及び金額
- 3 工 程 表
- 4 添 付 書 類
交付決定通知書の写し
そ の 他

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業の完了期日変更報告書
年 月 日付け 第 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となりましたので報告します。

記

- 1 交付決定に付された事業の完了期日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日
- 3 変 更 の 事 由

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の経費の配分の
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業
の経費の配分を下記事由により別紙のとおり変更したいので、承認くださるよう申
請します。

記

- 1 経費の配分の変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分の変更内訳書

別 紙

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の経費の配分
内訳書

(単位：千円)

世帯主	経 費 の 配 分				補 助 率	県費補助 金額	摘要
	事業費 経費名	金 額	増△ 減額	計			
		交付 決定 変更 後					

別記第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知
のあった〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業を変更したいので、関係書類を添
えて申請します。

記

- 1 変 更 内 容
- 2 変 更 理 由
- 3 関 係 書 類

別記第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあ
った〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、変更交付
を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更を必要とする具体的な理由
- 2 県費補助金交付変更額
交付決定金額 円
差引増△減額 円
交付変更申請金額 円
- 3 事業の完了予定期日
年 月 日

（注） 申請書の内容及び添付書類等は、すべて別記第1号様式交付申請書の内容
及び添付書類等を準用し、交付決定と変更しようとする内容が対比できるよう既申
請分は上段（ ）書きで、変更後申請分は下段に記入してください。

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者の長 様

熊本県知事 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により承認したので、同条第 3 項の規定により準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

補助事業者の長 様

熊本県知事 氏 名

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付
決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度が
け地近接等危険住宅移転事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7
条第2項の規定により承認し、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変更する
ことに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定に
より通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容及び経費の配分は、年 月 日付け第
号による交付変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：千円)

区 分	前 回 ま だ の 交 付 決 定 額	今 回 変 更 増 減 額	変 更 交 付 決 定 額
補助金の額			

- 3 事業完了期日は、年 月 日までとする。

別記第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名

〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知あ
った標記の事業が完了したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県がけ
地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要項第10条の規定により関係書類を添
え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額
補助金交付決定額
補助金精算額
- 3 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 補助事業の成果

計 画 所 帯 数			完 了 所 帯 数		
除 却	建 物	土 地	除 却	建 物	土 地

- 5 添 付 書 類
 - (1) 補助金精算調書
 - (2) 県費補助金受入調書
 - (3) 残存物件調書
 - (4) そ の 他

別記第11号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者の長 様

熊本県知事 氏 名

〇〇年度がけ地近接等危険住宅移転事業県費補助金の額の確定通知書
年 月 日付け 第 号で実績報告のあった〇〇年度熊本
県がけ地近接等危険住宅移転事業県費補助金については、熊本県補助金等交付規則
第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定補助金額

交付決定補助金額 円

交付済補助金額 円

返還金額 円

別記第12号様式その1（第12条関係）

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった〇〇年度熊本
県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊
本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支
店		
口座名		
口座番号		

年 月 日

補助事業者の長 氏 名

熊本県知事 様

別記第12号様式その2（第12条関係）

〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金
請求書

〔 概算払 〕
〔 前金払 〕

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた〇〇年度熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金等交付要項第12条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座名		
口座番号		

添付書類

支出計算内訳明細書

年 月 日

補助事業者の長 氏 名

熊本県知事 様

支出計算内訳明細書

（概算払・前金払）

（単位 円）

補助事業名	事業箇所			総事業費	補助基本額	補助率	実施事業費	進捗率	所要額			補助金交付決定額	補助金相当額			摘要	
	市郡	町村	字						前回まで	今回	計		前回まで	今回	計		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日